R6.7.17版

＜出席停止期間　一覧表＞

疾患名	出席停止期間（以下の基準に基づき、主治医が判断）
新型コロナウイルス感染症	発症（無症状の場合は検体採取）した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで。 ※発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、５日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん（３日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱	主要症状消退した後２日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	医師が感染のおそれがないと認めるまで
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
マイコプラズマ感染症	解熱して咳が軽快し、医師が感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	治療開始後24時間以上経過し、発熱・発疹等が回復するまで
伝染性紅斑（りんご病）	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校は可能
手足口病	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校は可能
ヘルパンギーナ	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校は可能
ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になり、全身状態が安定するまで
その他の感染症 （　　）	